

北海道航空医療ネットワーク研究会 行

同意書

北海道航空医療ネットワーク研究会が運航する航空機に搭乗するにあたり、下記事項について同意します。

記

1. 搬送中の医療管理

搬送中における医療については、搬送元または、搬送先医療機関の医師、看護師が管理します。
なお、それ以外の医師が搭乗する場合は、その医師の管理となります。

2. 搬送中の事故について

(1) 搬送中の医療行為について

搬送中における医療行為に起因する事故については、搭乗する医師の所属する医療機関がその責を負います。

なお、搬送中の医療行為に起因しない患者の容態悪化の責任等は、搬送元医療機関が負うものとします。

(2) 航空機（メディカルウイング）に関する事故

航空機の運航は、北海道航空医療ネットワーク研究会が中日本航空(株)に委託しております。
航空機の運航に起因する事故については、中日本航空（株）がその責任を負います。
また、中日本航空（株）の加入する保険填補額以上の補償は一切いたしません。

《中日本航空（株）の乗客関係の付保》

- ・ 第三者乗客賠償責任保険50億円
- ・ E M S 賠償責任保険5億円
- ・ 普通傷害保険(医師1億円、看護師7千5百万円、入院日額1万円、通院日額、5千円)

(3) 医療機関と空港間の救急車等搬送に関する事故

医療機関と空港間の搬送は、北海道航空医療ネットワーク研究会と搬送元及び搬送先医療機関、そしてメディカルディレクターとの協議に基づき、搬送機関を選定するものとします。

その場合の搬送中の事故に関する補償については、当該搬送を担当する機関がその責任を負います。また、その場合の補償額については、当該搬送機関が加入する保険填補額以上の補償は一切いたしません。

〔搬送機関例〕 自治体防災・消防ヘリコプター、ドクターヘリ、自治体消防機関、搬送元及び搬送先医療機関、運航管理病院救急車、民間救急車

3. 個人情報等について

個人情報等は、航空機への搭乗者把握及び搬送元と搬送先医療機関における医療情報の共有、搬送に搭乗する医師への情報提供の他、搬送を安全・確実に実施することを利用目的とし、メディカルウイングの運航実績を検証するためのデータとして活用します。

なお、個人情報等の取扱いについては、関係法令を遵守します。

4. その他

運航中の航空機に不具合等が発生した場合は、出発空港へ引き返す可能性があります。

※本書は署名後、搬送前日までに下記へFAX送信の上、航空機搭乗時に乗務員へお渡しください。

北海道航空医療ネットワーク研究会

FAX 0120-002-078

〒 060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目

令和 年 月 日

患者氏名：	印
代理人：	印
搭乗医師：	印
搭乗看護師：	印
：	印

(自署の場合には押印不要)